

浜松市教育委員会会議次第

令和3年3月22日(月)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(渥美委員、田中委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

- | | | |
|--------|---|------------|
| 第17号議案 | 浜松市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について | (教育総務課) |
| 第18号議案 | 浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について | (教育総務課) |
| 第19号議案 | 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について | (教職員課) |
| 第20号議案 | 浜松市立幼稚園園則の一部改正について | (幼児教育・保育課) |
| 第21号議案 | 押印を求める手続の見直し等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について | (教育総務課) |
| 第22号議案 | 令和2年度教育委員会点検・評価報告書(案)について | (教育総務課) |
| 第23号議案 | 浜松市指定文化財の指定について | (文化財課) |

(2) 報 告

- | | | |
|---|--|---------|
| ア | 学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者間等における連絡手段のデジタル化の推進に関するガイドラインについて | (教育総務課) |
| イ | 令和2年度浜松地域遺産の認定について | (文化財課) |
| ウ | 浜松市文化財保存活用地域計画(案)に対するパブリック・コメントの結果について | (文化財課) |

6 閉 会

第 1 7 号 議 案

令和 3 年 3 月 2 2 日 提 出

浜松市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について

浜松市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則（案）

浜松市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和 3 5 年浜松市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (専決) 第 4 条 教育長は、次に掲げる事務について専決することができる。 (1)～(3) (略) (4)～(6) (略) | (専決) 第 4 条 教育長は、次に掲げる事務について専決することができる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 学校運営協議会の委員の委嘱に関する</u> <u>こと。</u> (5)～(7) (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(第17号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について

(提案理由)

教育行政の能率的な事務執行を図ることを目的に、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に専決させる事務の見直しを行うため、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

附属機関である学校運営協議会の委員の委嘱については、教育長に事務委任されていませんが、学校運営協議会を全校設置した際に、1,400人程度の学校運営協議会委員の委嘱を教育委員会で審議することは現実的ではないため、教育長の専決事務とするものです。

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行するものです。

第 1 8 号 議 案

令和 3 年 3 月 2 2 日 提 出

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部を改正する訓令甲

浜松市教育委員会職員安全衛生規程（昭和 5 7 年浜松市教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(衛生管理者の設置)</p> <p>第 6 条 法第 1 2 条の規定に基づき、次の各号に掲げる箇所に衛生管理者を置き、職員のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 浜松市立和地小学校</u></p> <p><u>(7)～(10)</u> (略)</p> | <p>(衛生管理者の設置)</p> <p>第 6 条 法第 1 2 条の規定に基づき、次の各号に掲げる箇所に衛生管理者を置き、職員のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)～(9)</u> (略)</p> <p><u>(10) 浜松市立白脇小学校</u></p> <p><u>(11) 浜松市立積志小学校</u></p> <p><u>(12) 浜松市立浜名中学校</u></p> |
| <p>(衛生委員会の設置)</p> <p>第 1 0 条 法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる箇所に当該各号に定める衛生委員会を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 浜松市立和地小学校 浜松市立和地小学校職員衛生委員会</u></p> <p><u>(6)～(9)</u> (略)</p> | <p>(衛生委員会の設置)</p> <p>第 1 0 条 法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる箇所に当該各号に定める衛生委員会を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)～(8)</u> (略)</p> |

(9) 浜松市立白脇小学校 浜松市立白脇小
学校職員衛生委員会

(10) 浜松市立積志小学校 浜松市立積志
小学校職員衛生委員会

(11) 浜松市立浜名中学校 浜松市立浜名
中学校職員衛生委員会

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。

(第18号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について

(提案理由)

衛生管理者と衛生委員会を設置する学校を追加・削除するため、規程の一部を改正するものです。

(改正内容)

衛生管理者及び衛生委員会の設置校に、浜松市立白脇小学校、浜松市立積志小学校及び浜松市立浜名中学校を追加し、浜松市立和地小学校を削除するものです。

(施行期日)

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行するものです。

第 1 9 号 議 案

令和 3 年 3 月 2 2 日 提 出

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置
条例施行規則の一部改正について

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行
規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置
条例施行規則の一部を改正する規則（案）

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規
則（昭和 4 6 年浜松市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (教育職員の業務量の適切な管理等) 第 3 条の 2 (略) 2・3 (略) | (教育職員の業務量の適切な管理等) 第 3 条の 2 (略) 2・3 (略) <u>4 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の 教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 4 6 年法律第 7 7 号)第 5 条の規定により読 み替えて適用する地方公務員法(昭和 2 5 年 法律第 2 6 1 号)第 5 8 条第 3 項の規定によ り読み替えて適用する労働基準法(昭和 2 2 年法律第 4 9 号)第 3 2 条の 4 の規定により 教育職員を労働させる場合には、当該教育職 員についての第 1 項及び第 2 項に規定する 上限の適用については、第 1 項中「4 5 時間」 とあるのは「4 2 時間」と、「3 6 0 時間」 とあるのは「3 2 0 時間」と、第 2 項中 「4 5 時間」とあるのは「4 2 時間」とする。</u> |

4 前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(勤務時間の割振り等)

第4条 (略)

5 前各項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(勤務時間の割振り等)

第4条 (略)

(1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第5条 教育委員会は、前条に定めるもののほか、次項から第15項まで及び次条に定めるところにより、条例第6条の2第1項の規定に基づき、週休日及び勤務時間の割振りを定めることができる。

2 条例第6条の2第3項第1号に規定する教育職員(以下この条及び次条において「教育職員」という。)は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があると教育委員会が認める者とする。この場合において、教育委員会は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならない。

3 条例第6条の2第3項第2号の対象期間(以下「対象期間」という。)は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日の期間(以下「長期休業期間等」という。)の一部又は全部を含む期間であって、4月1日から翌年3月31日までの期間の範囲内で、各学校の実情に応じ、教育委員会が必要

と認める期間とする。

4 条例第6条の2第3項第3号の対象期間の起算日は、教育委員会が定める日とし、教育委員会は、条例第6条の2第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

5 条例第6条の2第3項第5号の特定期間（以下「特定期間」という。）は、対象期間中の特に業務が繁忙な期間であって、各学校の実情に応じ、教育委員会が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。

6 条例第6条の2第3項第6号の特定期間の起算日は、教育委員会が定める日とし、教育委員会は、条例第6条の2第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

7 条例第6条の2第3項第7号の勤務日（以下「勤務日」という。）は、月曜日から金曜日までの5日間（勤務条件条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち当該育児短時間勤務等の内容に従い教育委員会が定めた週休日を除く日、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち教育委

員会が定めた週休日を除く日)とする。

8 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。

9 第7項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、対象期間において6日を超えない範囲内(特定期間として定められた期間において1週間に1日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、1週間に1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)が確保できる日数の範囲内)で連続して勤務日を割り振ることができる。

10 教育委員会は、勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について、当該各号に定める時間(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として教育委員会が必要と認める日 9時間以上10時間以下において教育委員会が定める時間

(2) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち教育委員会が必要と認める日 7時間45分を超え9時間未満において教育委員会が定める時間

(3) 前2号に掲げる日以外の勤務日 7時間45分

1 1 教育委員会は、条例第6条の2第4項の規定により対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）を除く各期間における勤務日数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日の日数を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

1 2 教育委員会は、条例第6条の2第4項の規定により対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数について、当該各号に定める時間を乗じた時間を合計した時間を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として教育委員会が必要と認める日 9時間以上10時間以下において教育委員会が定める時間

(2) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であって前号に掲げる日以外の日のうち教育委員会が必要と認める日 7時間45分を超え9時間未満において教育委員会が定める時間

(3) 前2号に掲げる日以外の勤務日 7時間45分

1 3 教育委員会は、条例第6条の2第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合(同条第4項の規定により最初の期間を除く各期間における勤務日及び当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めた場合を含む。)には、教育職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

1 4 教育委員会は、条例第6条の2第1項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間が3箇月を超えるとときは、当該対象期間について1年当たり280日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、対象期間が3箇月を超える場合において、当該対象期間の初日の前1年以内の日を含む3箇月を超える期間を対象期間として定めたとき(以下この項において当該対象期間を「旧対象期間」という。)において、1日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において1日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは9時間のいずれか長い時間を超え、又は1週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において1週間の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは48時間のいずれか長い時間を超えるとときは、旧対象期間について1年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から1日減じた日数又は280日のいずれか少ない日数とする。

1 5 教育委員会は、条例第6条の2第1項の規定により勤務時間を割り振る場合には、

10時間を超えない範囲内で1日の勤務時間を割り振るものとし、52時間を超えない範囲内で1週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が3箇月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。

(1) 対象期間において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週が連続する場合の週数が3以下であること。

(2) 対象期間をその初日から3箇月ごとに区分した各期間（3箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週の初日の数が3以下であること。

第6条 条例第6条の3第1項の4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として4週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して4週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、4週間を超えない1週間の単位とした期間ごとに算定を行うものとする。

2 条例第6条の3第1項の勤務することを要しない時間の指定は、15分の時間を単位として行うものとする。

3 教育委員会は、条例第6条の3第1項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間

| | |
|----------------------------|--|
| <p>(細目)</p> <p>第5条 (略)</p> | <p><u>が割り振られた期間内の日のうち勤務条件</u> <u>条例第8条第1項に規定する休日等を除い</u> <u>た日の始業の時刻から連続し、又は終業の時</u> <u>刻まで連続する勤務時間について行わな</u> <u>ければならない。ただし、教育委員会が、公務</u> <u>の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考</u> <u>慮して必要があると認める場合は、この限り</u> <u>でない。</u></p> <p>(細目)</p> <p>第7条 (略)</p> |
|----------------------------|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置
条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制（以下「1年単位の変形労働時間制」という。）に関する給特法（※）の改正が施行されることに伴う条例改正を受け、教育委員会規則で規定すべき事項について改正を行うものです。

※給特法：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(改正内容)

1年単位の変形労働時間制の制度施行にあたり次の事項を定めるものです。

- (1) 制度運用をする場合の時間外在校等時間の上限を、月42時間、年間320時間とするものです。
- (2) 勤務時間の割振りの基準について次のとおり定めるものです。

| | |
|-----------|---|
| 割振りの対象期間 | 夏季等の長期休業期間を含む4月1日から翌年3月31日までの範囲内で設定。また、対象期間及び特定期間を定める場合は、起算日を明らかにする。 |
| 対象期間の区分 | 対象期間を1か月以上の期間に区分し、区分ごとに勤務割振りを設定できる。ただし、最初の区分を除き30日前に勤務割振りを教育職員に通知する。 |
| 特定期間の設定 | 対象期間中の特に繁忙な期間を特定期間として定め、週休日及び勤務時間を割振ることができる。 |
| 1日の勤務時間 | 原則として7時間45分。 勤務時間を延長する場合は、8時間から10時間までの範囲内。 |
| 1週間の勤務時間 | 52時間以内。ただし、48時間を超える週は連続3週間以下、対象期間中における3か月毎の区分で、48時間を超える週は3週以下。 |
| 1年間の勤務日数 | 280日以下。 ※1日9時間以上または週48時間以上の勤務時間を割振る場合は、前年の1年間の勤務日数から1日減らした日数以下。 |
| 連続勤務日数の限度 | 原則として、月曜日から金曜日まで5日間。なお、連続した勤務日の限度は6日とする。 ※特定期間は、1週間に1日の週休日を確保できる日数を限度。 |
| その他 | 制度を運用する場合には、対象教育職員に勤務割振りを事前に速やかに通知する。 育児や介護を行う教育職員には、必要な配慮をする。 |

- (3) 文部科学大臣が定める指針による措置が講ずることができなくなった場合の勤務時間を削減する措置について、削減する時間を15分単位とし、勤務の初め又は終わりに設定することを定めるものです。

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行するものです。

(参考)

文部科学大臣が定める指針の概要（長期休業期間における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制における教育委員会や学校が講ずべき措置）

- 本制度を適用する場合は、上限時間を月42時間、年320時間とすること
- 本制度を適用するにあたっては、上限時間の範囲内であること
→前年度における時間外在校等時間実績、長時間化を防ぐための取組みの実施状況等を確認し上限時間の範囲内となることが見込まれる場合のみ本制度を導入できる

- 本制度を適用するにあたっては、以下の全ての措置を講じること

(教育職員に関する措置)

- ・タイムカード等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと
- ・部活動の活動時間について部活動ガイドラインの範囲内とすること
- ・通常の正規の勤務時間を超える割振りについて、年度初め、学校行事が行われる期間等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと
- ・通常の正規の勤務時間を超える割振る日において、これを理由として担当授業数や児童生徒の活動時間の延長・追加のような教育職員の業務を新たに付加することはしないこと
- ・本制度を適用した勤務時間を減少させる日については、連休とすること
- ・教育職員の睡眠時間や生活時間を確保するために終業から始業までに一定のインターバル（8時間以上）を確保すること

(学校に関する措置)

- ・長期休業期間における業務量の縮減を図ること
- ・超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務は通常の正規の勤務時間内に行うこと
- ・すべて教育職員に画一的に適用せず、育児や介護を行う者等について配慮すること

浜松市立幼稚園園則の一部改正について

浜松市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市立幼稚園園則の一部を改正する規則（案）

浜松市立幼稚園園則（平成 2 年浜松市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>附 則 （編入に伴う経過措置）</p> <p>2 （略）</p> | <p>附 則 （編入に伴う経過措置）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（定員の特例）</u></p> <p><u>3 当分の間、別表浜松市立竜川幼稚園の項中</u> <u>「60人」とあるのは、「0人」とする。</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 1 号様式中

「 住 所

保護者 フリガナ を

氏 名 ④ 」

「 住 所

保護者 フリガナ に改める。

氏 名
（署名又は記名押印をしてください。） 」

第 2 号様式中

「 住 所

保護者 氏 名 を
」

「 住 所
保護者 氏 名 〃 に改める。
(署名又は記名押印をしてください。) 〃 」

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

(第20号議案の説明資料)

幼児教育・保育課

浜松市立幼稚園園則の一部改正について

(提案理由)

浜松市立竜川幼稚園の休園及び書面規制、押印等見直し指針（令和2年10月）に基づく、押印の義務付け廃止のため、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 定員の特例

別表浜松市立竜川幼稚園の項中「60人」とあるのは、「0人」とする特例を附則に加えるものです。

2 押印義務付けの廃止

市民の利便性向上や行政手続の簡素化のため、様式への押印の義務付けを廃止し、署名を原則とするものです。

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行するものです。

第 2 1 号 議 案

令和 3 年 3 月 2 2 日 提 出

押印を求める手続の見直し等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

押印を求める手続の見直し等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

押印を求める手続の見直し等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則(案)

(浜松市学童等災害共済条例施行規則の一部改正)

第 1 条 浜松市学童等災害共済条例施行規則(昭和 4 7 年浜松市教育委員会規則第 6 号)

の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「㊟」を削る。

第 2 号様式中

「 所在地

申込団体 名称

代表者氏名

㊟

を

連絡先

」

「 所在地

申込団体 名称

代表者氏名

に改める。

(署名又は記名押印をしてください。)

連絡先

」

第 4 号様式中

「 住所

証明者

を

氏名

㊟

」

「住所
証明者
氏名
に改める。
(署名又は記名押印をしてください。)」

第5号様式中

「学校名又は団体名
所在地
代表者氏名
を
④」

「学校名又は団体名
所在地
代表者氏名
に、
(署名又は記名押印をしてください。)」

「医療機関所在地及び名称
氏名
④」を

「医療機関所在地及び名称
氏名
に改める。
(署名又は記名押印をしてください。)」

(浜松市教職員住宅管理規則の一部改正)

第2条 浜松市教職員住宅管理規則(平成17年浜松市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中

「職氏名
④」を

「職氏名
に改める。
(署名又は記名押印をしてください。)」

(浜松市奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

第3条 浜松市奨学金貸与条例施行規則(平成17年浜松市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第4号様式中「④」を削る。

第5号様式中

「住所
申請者
氏名
を
④」

「住所
申請者 に、
氏名 」

「住所
親権者又は後見人（代表者） を
氏名 ⑩ 」

「住所
親権者又は後見人（代表者） に改める。
氏名 」

第6号様式中「⑩」を削る。

第7号様式中

「奨学生番号 第 号
住所 を
届出人
氏名 ⑩ 」

「奨学生番号 第 号
住所 に改める。
届出人
氏名 」

第8号様式中

「住所
届出人 を
氏名 ⑩ 」

「住所
届出人 に改める。
氏名 」

第9号様式から第11号様式までの規定、第13号様式及び第14号様式中「⑩」を削る。

（浜松市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第4条 浜松市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年浜松市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「⑩」を削り、「氏名を自署する場合は、押印は不要です。」を「署名又は記名押印をしてください。」に改める。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第5条 博物館の登録に関する規則(平成27年浜松市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (証明書の交付) 第8条 (略) 2 前項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載し、かつ、請求者の代表者が <u>署名し、又は記名押印した</u> 請求書を教育委員会に提出して行わなければならない。 (1)・(2) (略) | (証明書の交付) 第8条 (略) 2 前項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載し、かつ、請求者の代表者が <u>署名した</u> 請求書を教育委員会に提出して行わなければならない。 (1)・(2) (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第6条 浜松市文化財保護条例施行規則(昭和52年浜松市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「所有者 住所(所在地)
氏名(名称) を
⑩」
「所有者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名) に改める。
(署名又は記名押印をしてください。)」

第3号様式中

「申請者 住所(所在地)
氏名(名称) を
⑩」
「申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名) に改める。
」

第5号様式中

「所有者 住所(所在地)
氏名(名称) を
⑩」
「所有者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名) に、
」
「管理責任者 住所(所在地)
氏名(名称) を
⑩」

「管理責任者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）」に改める。

第6号様式から第13号様式までの規定中

「届出人 住所（所在地）
氏名（名称）」を
④」

「届出人 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）」に改める。

第14号様式中

「願出人 住所（所在地）
氏名（名称）」を
④」

「願出人 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

(第21号議案の説明資料)

教育総務課

押印を求める手続の見直し等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

(提案理由)

書面規制、押印等見直し指針（令和2年10月）に基づき、押印の義務付けを廃止するため、関連する規則の一部を一括して改正する規則を制定するものです。

(改正内容)

1 改正規則

| No. | 規則名 | 規則所管課 |
|-----|---------------------|--------|
| 1 | 浜松市学童災害共済条例施行規則 | 健康安全課 |
| 2 | 浜松市教職員住宅管理規則 | 教育施設課 |
| 3 | 浜松市奨学金貸与条例施行規則 | 教育総務課 |
| 4 | 浜松市立高等学校の通学区域に関する規則 | 市立高等学校 |
| 5 | 博物館の登録に関する規則 | 文化財課 |
| 6 | 浜松市文化財保護条例施行規則 | 文化財課 |

2 内容

市民の利便性向上や行政手続の簡素化のため、様式への押印の義務付けを廃止し、署名を原則とするものです。

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行するものです。

第 2 2 号 議 案

令和 3 年 3 月 2 2 日 提 出

令和 2 年度教育委員会点検・評価報告書（案）について

令和 2 年度教育委員会点検・評価報告書（案）を次のとおり策定する。

教育長 花 井 和 徳

浜松市指定文化財の指定について

次のものを浜松市指定文化財に指定する。

教育長 花 井 和 徳

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）

- 2 名称・員数 ジェームズ・ペイトン号遭難事件関係資料
一、器物類 4口、2本、1合、1面
一、文書・記録類 19冊、14通、5枚

- 3 所在場所 浜松市南区福島町 38 番地

- 4 所有者 個人

浜松市指定文化財の指定について

(提案理由)

浜松市文化財保護条例第4条第3項の規定により、浜松市指定文化財の指定について浜松市文化財保護審議会に諮問し、同条例第44条の規定により、別紙のとおり浜松市文化財保護審議会の建議を受けたため。

(提案内容)

- 1 種別 有形文化財（歴史資料）
- 2 名称・員数 ジェームズ・ペイトン号遭難事件関係資料
一、器物類 4口、2本、1合、1面
一、文書・記録類 19冊、14通、5枚
- 3 所在場所 浜松市南区福島町38番地
- 4 所有者 個人
- 5 概要

器物類及び文書・記録類から成る本資料は、イギリス商船の遭難事件に対し、福島村（現福島町）の村民を中心に親切な対応をし、これにイギリス政府が謝辞や金銭、贈り物等で答えるなどの経緯がたどれ、市下、民間での良好な国際交流を伝える資料として貴重である。

資料年代は明治8年（1875）から明治9年（1876）までと明確であり、村民のもてなし等てん末の記録内容も詳細にわたる。保存状態は、予備のワイングラス2口の欠失や文書の一部に虫損・帳はずれ等がみられるものの概ね良好と判断される。また、調査事業（全点翻刻）や冊子の刊行も行われ、地域で大切に保管・公開されてきたことを踏まえ、今後の活用の広がりも期待できる。

6 写真

次頁のとおり

7 その他

浜松市文化財保護条例第4条第2項の規定に従い、所有者の同意を得ている。



器物類



文書・記録類

学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進に関するガイドライン

令和3年4月
浜松市教育委員会

1 概要

政府では、デジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則等に関する官民の規制・制度や慣行の見直しを進めている。

文部科学省は、令和2年10月20日に、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから、押印の省略及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めるよう、各教育委員会宛で通知している。

また、浜松市では、市民の利便性の向上、行政手続きの簡素化及びデジタル・ガバメントの推進のため、「書面規制、押印等見直し指針」を策定し、全庁的に取り組んでいる。

以上を踏まえ、浜松市教育委員会は、本ガイドラインを作成し、学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進を目指す。

2 考え方

(1) 保護者等による押印の効力について

現在、学校・保護者等間において、書面で押印を伴うやりとりが行われている。

これらは、単に慣例として押印を求めている場合もあれば、後々トラブル等に発展した際に、保護者等が文書作成者であることを学校側が主張・証明することを想定し、保護者等に押印を求めている場合もあると考えられる。

一方で、いわゆる「認印」による押印の場合には、その認印自体から保護者等のものであることを立証することは困難であり、押印の効果（当該文書が保護者等によって作成されたものであるとすること）は限定的である。

(2) 押印の省略、デジタル化への移行について

書面内容によっては、押印手続きを省略し、学校・保護者等間における情報伝達が可能なシステム等を活用して必要な情報を得るなど、効率的な情報伝達手段へ移行することが考えられる。

(3) デジタル化した際の保護者等からの意思表示であることの証明について

保護者等へのなりすまし等による回答を防ぐためには、情報伝達サービスへの利用登録（個人ID・パスワード付与等）のプロセスを得るなど、情報と個人の紐づけが確実にできるデジタル環境がより望ましい。

その際、保護者等からのメールを保存したり、保護者等が情報伝達サービス等を利用した際のログインID・日時、回答内容等を記録・保存したりすることは、保護者等からの意思表示であることを証明する手段の一つになり得ると考えられる。

ただし、保護者等がID登録等の個人認証プロセスを得ていない場合や、回答フォームのURL等を誰もが知り得るような状況にある場合等に限り、自署で保護者等から回答を得るなど、学校の実情に応じて判断することとする。

3 今後の方針

(1) 書面での押印を伴うやりとりは、原則廃止

・学校・保護者等間における保護者の同意、承諾などの意思確認を目的とした書面は、押印（「印」の記載）を廃止し、署名を原則とする。

例：・肖像権等同意書　・行事等参加申込書　・進路等調査書
・成績通知表　・携帯持込申請書　等

・ただし、以下の場合については、廃止を求めない。

①地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約

⇒契約につき、契約書を作成する場合、契約書への記名押印を義務付けていることから、廃止見直しの対象外とする。

②浜松市契約規則、浜松市会計規則により契約及び一連の手続きにおいて、押印を求めている書面

⇒例えば、見積書・請求書及び領収書などをいう。これらは、相手方からの重要な意思表示を求めるものであるため、廃止見直しの対象外とする。

③その他、文書の真正性の担保等の理由により、実印の押印を求めている書面

⇒実印は、事務的に印影と作成名義人の印章の一致を証明することができ、文書の成立の真正について、高い証拠機能がある。このため、印鑑登録証明書を添付し、実印の押印を求める書面については、廃止見直しの対象外とする。

④押印を廃止にすることで学校・保護者等双方の負担が増えてしまう書面

⇒押印を廃止にすることで、学校・保護者等の負担が増えてしまう事務については、廃止見直しの対象外とする。

※具体的には、本読みカードや健康観察表など、単に「見ました」ということを学校と保護者等がお互い手軽に知らせるため、印鑑を使用している場合は、廃止見直しの対象外とする。

⑤各校長の判断により押印を求める書面

⇒原則、押印廃止であることから、各校長の判断により保護者に押印を求める書面については、教育委員会が必要に応じて助言等が行うことができるよう、「押印事務一覧」の提出を各学校に求める。

(2) 連絡手段のデジタル化

- ・学校や家庭の実情を踏まえ、「さくら連絡網」、「ホームページ」や「Google Workspace for Education Fundamentals (旧 G Suite for Education)」等を活用し、可能な内容のものであれば、紙媒体での連絡手段から、ICTを活用した連絡手段に移行する。
- ・デジタル環境への対応が難しい家庭には、書面による手続きの余地を残すなど、特段の配慮を要する。ただし、その際は、必要以上に押印を求めることがないように留意する。

(3) 個人情報の取扱いについて

- ・個人情報を取り扱う事務については、浜松市個人情報保護条例等に基づき、手続き等に遺漏がないように留意する。

(4) その他

- ・学校は、保護者等に配付する書面について、記載内容が必要最低限の内容か、添付書類が最低限か等、内容・必要性の検証・見直しを行うものとする。

※参考 (様式) 押印事務一覧

押印事務一覧

〇〇学校

| No. | 事務内容 | 理由 |
|-----|------|----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |

※ 本読みカードや健康観察表など、単に「見ました」ということを学校・保護者等間がお互い手軽に知らせるために押印する場合は、廃止見直しの対象外のため、「押印事務一覧」への掲載不要。

令和2年度浜松地域遺産の認定について

市民部文化財課

1 目的・経緯

令和2年度の浜松地域遺産（浜松市認定文化財）の認定について、本年度募集を行い、以下のとおり認定を行う。

【浜松地域遺産制度とは】

地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を、「浜松地域遺産」として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世へ継承されることを期待するもの。また、地域遺産を活用した地域の活性化事業が展開されることにより、個性ある地域の創造に寄与することを目的としている。本制度は、平成28年度から開始し、本年度が5年目

2 令和2年度の概要

推薦書受付件数 291 件
 認定数 147 件 （推薦書受付件数との差は、各地の道標や秋葉山常夜灯等を地区ごとに取りまとめて認定したことによるもの）
 認定内容の詳細は、次頁以降を参照

【参考】これまでの認定実績

① 年度別認定件数

単位：件

| 区名 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-------|-----|--------|
| 中 区 | 1 | 12 | 10 | 4 | 14 | 41 |
| 東 区 | 22 | 28 | 3 | 15 | 1 | 69 |
| 西 区 | 10 | 3 | 4 | 6 | 6 | 29 |
| 南 区 | 6 | 7 | 1 | 4 | 3 | 21 |
| 北 区 | 25 | 1 | 4 | 8 | 8 | 46 |
| 浜北区 | 3 | 18 | 12 | 14 | 85 | 132 |
| 天竜区 | 24 | 32 | 16 | 16 | 30 | 118 |
| 合 計 | 91 | 101 | 50 | 67 ※1 | 147 | 456 ※2 |

※1 東区と浜北区に重複する文化財あり（令和元年度の正式な認定件数は66件）

※2 正式な累計件数は455件

② 分類別認定数

単位：件

| 分類 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|----|--------|-----|
| 建造物 | 13 | 21 | 1 | 4 | 13 | 52 |
| 美術工芸品 | 28 | 44 | 12 | 18 | 36 | 138 |
| 無形文化財 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 有形民俗文化財 | 12 | 17 | 13 | 14 | 60 | 116 |
| 無形民俗文化財 | 13 | 8 | 7 | 6 | 4 | 38 |
| 史跡 | 13 | 6 | 13 | 13 | 14 | 59 |
| 名勝 | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | 10 |
| 天然記念物 | 2 | 2 | 0 | 1 | 9 | 14 |
| 文化的景観 | 0 | 1 | 2 | 1 | 5 | 9 |
| 伝統的建造物群 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 文化財の保存技術 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 近代化遺産 | 3 | 1 | 0 | 1 | 2 | 7 |
| 伝承地 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 7 |
| 伝統的生活文化 | — | — | — | 2 | 1 | 3 |
| 合 計 | 91 | 101 | 50 | 66 | 147 ※3 | 455 |

※3 このほか、令和元年度認定分への構成要素の追加が2件あり

令和2年度認定 浜松地域遺産一覧表

| No. | 区 | 町名等 | 名称 | 種別 | 所有者等 | 備考 |
|-----|-----|---------|----------------|---------|-----------|------------|
| 1 | 中区 | 肴町 | 不二二郎料理店主屋 | 建造物 | 個人 | 要事前連絡 |
| 2 | 中区 | 肴町 | 間淵商店主屋 | 建造物 | 株式会社間淵商店 | 見学不可(非公開) |
| 3 | 中区 | 肴町 | 三米商店主屋 | 建造物 | 株式会社三米商店 | 要事前連絡 |
| 4 | 中区 | 肴町 | 林麴製造所土蔵 | 建造物 | 個人 | 要事前連絡 |
| 5 | 西区 | 館山寺町 | 館山寺町愛宕神社社殿 | 建造物 | 愛宕神社 | |
| 6 | 北区 | 細江町気賀 | 岩根薬師堂 | 建造物 | 岩根振興会 | |
| 7 | 浜北区 | 平口 | 平口足立家石蔵 | 建造物 | 個人 | |
| 8 | 浜北区 | 西美菌 | 金子家石蔵 | 建造物 | 個人 | |
| 9 | 天竜区 | 横山町 | 竜川地区忠霊塔 | 建造物 | 八幡神社 | |
| 10 | 天竜区 | 西雲名～小川 | 雲名秋葉橋 | 建造物 | 浜松市 | |
| 11 | 天竜区 | 春野町領家 | 領家秋葉橋 | 建造物 | 浜松市 | |
| 12 | 天竜区 | 春野町領家 | 九里橋 | 建造物 | 浜松市 | |
| 13 | 天竜区 | 春野町堀之内 | 若身橋 | 建造物 | 浜松市 | |
| 14 | 浜北区 | 内野台一丁目 | 正壽院絵図 | 絵画 | 正壽院 | |
| 15 | 中区 | 肴町 | 大安寺阿弥陀如来像 | 彫刻 | 大安寺 | 要事前連絡、撮影不可 |
| 16 | 西区 | 館山寺町 | 館山寺聖観音像 | 彫刻 | 館山寺 | |
| 17 | 浜北区 | 平口 | 不動寺今光明経塔 | 彫刻 | 不動寺 | |
| 18 | 北区 | 初生町 | 兵藤家文書 | 古文書 | 個人 | 旧神宮寺村 |
| 19 | 浜北区 | 内野台一丁目 | 徳川将軍家朱印状写 | 古文書 | 正壽院 | |
| 20 | 東区 | 薬師町 | 薬師町八柱神社社額 | 書跡・典籍 | 個人 | 2点 |
| 21 | 北区 | 細江町気賀 | 長楽寺扁額(独湛筆) | 書跡・典籍 | 長楽寺 | 2点 |
| 22 | 天竜区 | 佐久間町浦川 | 浦川学校扁額(榎本武揚筆) | 書跡・典籍 | 浜松市立浦川小学校 | |
| 23 | 中区 | 肴町 | 不二二郎料理店関係資料 | 歴史資料 | 個人 | 貸出不可 |
| 24 | 中区 | 肴町 | 天ぶらの榊形関係資料 | 歴史資料 | 日本料理浜松枡形 | 要事前連絡 |
| 25 | 中区 | 肴町 | 松作商店関係資料 | 歴史資料 | 個人 | 要事前連絡 |
| 26 | 中区 | 肴町 | 林麴製造所関係資料 | 歴史資料 | 個人 | 要事前連絡 |
| 27 | 中区 | 肴町 | 伊東商店関係資料 | 歴史資料 | 個人 | 要事前相談 |
| 28 | 中区 | 肴町 | 弁いち関係資料 | 歴史資料 | 個人 | 貸出不可 |
| 29 | 西区 | 雄踏町宇布見 | 賀茂観音墓碑 | 歴史資料 | 神道会 | |
| 30 | 南区 | 青屋町 | 御嶽大神碑 | 歴史資料 | 個人 | |
| 31 | 南区 | 堤町 | 堤村地券下図 | 歴史資料 | 個人 | |
| 32 | 北区 | 三ヶ日町三ヶ日 | 内山牛松関係資料 | 歴史資料 | 個人 | |
| 33 | 北区 | 三ヶ日町三ヶ日 | 日野屋関係資料 | 歴史資料 | 個人 | 一部展示中 |
| 34 | 浜北区 | 内野台一丁目 | 八王子千人隊の墓碑 | 歴史資料 | 正壽院 | |
| 35 | 浜北区 | 平口 | 姥ヶ谷の半僧坊里程石 | 歴史資料 | 個人 | |
| 36 | 浜北区 | 平口 | 姥ヶ谷の道標 | 歴史資料 | (公開不可) | 非公開 |
| 37 | 浜北区 | 平口 | 姥ヶ谷植林記念碑 | 歴史資料 | 個人 | |
| 38 | 浜北区 | 平口 | 平口の道標群 | 歴史資料 | (各地一括) | |
| 39 | 浜北区 | 北浜地区 | 北浜の道標群 | 歴史資料 | (各地一括) | |
| 40 | 浜北区 | 中瀬 | 中瀬畜産祭り関係資料 | 歴史資料 | 中瀬郷土史の会 | |
| 41 | 浜北区 | 中瀬 | 第1回全日本豚共進会記念碑 | 歴史資料 | 個人 | |
| 42 | 浜北区 | 中瀬 | 中瀬大平の道標 | 歴史資料 | 中瀬3区自治会 | |
| 43 | 浜北区 | 根堅 | 根堅の道標群 | 歴史資料 | (各地一括) | |
| 44 | 浜北区 | 根堅 | 山下青厓記徳碑 | 歴史資料 | 岩水寺 | |
| 45 | 浜北区 | 宮口 | 宮口の道標群 | 歴史資料 | (各地一括) | |
| 46 | 浜北区 | 東美菌 | 東美菌の道標 | 歴史資料 | 個人 | |
| 47 | 天竜区 | 大谷 | 二侯諏訪神社祭典記録 | 歴史資料 | 浜松市 | 一般の閲覧不可 |
| 48 | 天竜区 | 二侯町二侯 | 清瀧寺寺領絵図 | 歴史資料 | 個人 | 個人宅での公開不可 |
| 49 | 天竜区 | 春野町堀之内 | 高札(五榜の掲示第五札) | 歴史資料 | 個人 | 写真の二次利用不可 |
| 50 | 西区 | 舞阪町舞阪 | 岐佐神社の赤猪石(あかいし) | 有形民俗文化財 | 宗教法人岐佐神社 | |
| 51 | 浜北区 | 内野 | 真光寺の鳥枢沙摩明王像 | 有形民俗文化財 | 真光寺 | |
| 52 | 浜北区 | 内野 | 真光寺の地藏菩薩像 | 有形民俗文化財 | 真光寺 | |
| 53 | 浜北区 | 内野 | 内野小島の如意輪観音像 | 有形民俗文化財 | 内野小島町内会 | |
| 54 | 浜北区 | 内野 | 福王寺の北向観音堂 | 有形民俗文化財 | 福応寺 | |
| 55 | 浜北区 | 内野 | 内野小島の三十三観音像 | 有形民俗文化財 | 内野小島町内会 | |
| 56 | 浜北区 | 内野 | 内野小島の阿弥陀如来像 | 有形民俗文化財 | 内野小島町内会 | |
| 57 | 浜北区 | 内野台一丁目 | 正壽院の一字一石塔 | 有形民俗文化財 | 正壽院 | |
| 58 | 浜北区 | 平口 | 平口新田の地藏菩薩像 | 有形民俗文化財 | 平口新田自治会 | |
| 59 | 浜北区 | 平口 | 徳生寺の地藏菩薩像 | 有形民俗文化財 | 徳生寺 | (いたずら地藏) |
| 60 | 浜北区 | 平口 | 西福寺の弁財天像 | 有形民俗文化財 | 西福寺 | |
| 61 | 浜北区 | 平口 | 不動寺の松尾芭蕉句碑 | 有形民俗文化財 | 不動寺 | |
| 62 | 浜北区 | 平口 | 平口新田の観音堂及び六地藏堂 | 有形民俗文化財 | 平口新田自治会 | |
| 63 | 浜北区 | 平口 | 平口の馬頭観音像 | 有形民俗文化財 | (各地一括) | |
| 64 | 浜北区 | 平口 | 平口新田の秋葉山常夜灯 | 有形民俗文化財 | 平口新田自治会 | |
| 65 | 浜北区 | 寺島 | 大伝寺の弘法大師像 | 有形民俗文化財 | 大伝寺 | |
| 66 | 浜北区 | 北浜地区 | 北浜の秋葉山常夜灯群 | 有形民俗文化財 | (各地一括) | |
| 67 | 浜北区 | 北浜地区 | 北浜の馬頭観音像群 | 有形民俗文化財 | (各地一括) | |
| 68 | 浜北区 | 中条 | 中条の山の神像 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 69 | 浜北区 | 上島 | 上島の秋葉山常夜灯 | 有形民俗文化財 | 上島自治会 | |
| 70 | 浜北区 | 中瀬 | 中瀬の秋葉山常夜灯群 | 有形民俗文化財 | (各地一括) | |
| 71 | 浜北区 | 中瀬 | 中瀬の石仏 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 72 | 浜北区 | 中瀬 | 中瀬の弘法大師像 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 73 | 浜北区 | 北浜地区 | 四塔の観音堂及び道標 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 74 | 浜北区 | 中瀬 | 中瀬の馬頭観音像 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 75 | 浜北区 | 中瀬 | 中瀬の延命地藏像 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 76 | 浜北区 | 中瀬 | 中瀬の観音菩薩像 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 77 | 浜北区 | 中瀬 | 中瀬の地藏菩薩像 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 78 | 浜北区 | 於呂 | 於呂のごうりん様 | 有形民俗文化財 | 赤佐4区自治会 | |

| No. | 区 | 町名等 | 名称 | 種別 | 所有者等 | 備考 |
|-----|-----|----------|-----------------|---------|------------|---------------|
| 79 | 浜北区 | 赤佐地区 | 赤佐の秋葉山常夜灯群 | 有形民俗文化財 | (各地一括) | |
| 80 | 浜北区 | 根堅 | 根堅の馬頭観音像 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 81 | 浜北区 | 根堅 | 根堅の双体道祖神像 | 有形民俗文化財 | 岩水寺 | |
| 82 | 浜北区 | 根堅 | 根堅の耳足地藏像 | 有形民俗文化財 | 六所神社 | |
| 83 | 浜北区 | 根堅 | 根堅の大原御前祠 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 84 | 浜北区 | 根堅 | 岩水寺の松島十湖句碑 | 有形民俗文化財 | 岩水寺 | |
| 85 | 浜北区 | 根堅 | 岩水寺の賀茂真淵歌碑 | 有形民俗文化財 | 岩水寺 | |
| 86 | 浜北区 | 根堅 | 岩水寺の松尾芭蕉句碑 | 有形民俗文化財 | 岩水寺 | |
| 87 | 浜北区 | 尾野 | 尾野の馬頭観音像 | 有形民俗文化財 | 尾野の昔を語る会 | |
| 88 | 浜北区 | 尾野 | 養徳寺地藏堂の石仏 | 有形民俗文化財 | 養徳寺 | |
| 89 | 浜北区 | 宮口 | 宮口の馬頭観音像 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 90 | 浜北区 | 宮口 | 宮口の秋葉山常夜灯群 | 有形民俗文化財 | (各地一括) | |
| 91 | 浜北区 | 宮口 | 藤村観音堂の石仏 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 92 | 浜北区 | 堀谷 | 堀谷洞窟の不動明王像 | 有形民俗文化財 | 堀谷町内会 | |
| 93 | 浜北区 | 堀谷 | 堀谷の秋葉山常夜灯 | 有形民俗文化財 | 堀谷町内会 | |
| 94 | 浜北区 | 堀谷 | 堀谷の馬頭観音像 | 有形民俗文化財 | 堀谷町内会 | |
| 95 | 浜北区 | 西美菌 | 西美菌の延命地藏像 | 有形民俗文化財 | 西美菌大上自治会 | |
| 96 | 浜北区 | 西美菌 | 西美菌の常盤稲荷堂 | 有形民俗文化財 | 西美菌大上自治会 | |
| 97 | 浜北区 | 東美菌 | 東美菌の不動堂 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 98 | 浜北区 | 竜南 | 竜南の地藏菩薩像 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 99 | 浜北区 | 八幡 | 八幡度申堂の石仏 | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 100 | 浜北区 | 上善地 | 上善地の青面金剛童子像 | 有形民俗文化財 | 上善地自治会 | |
| 101 | 天童区 | 春野町堀之内 | 行者山の役行者像 | 有形民俗文化財 | 大居自治会 | |
| 102 | 天童区 | 春野町堀之内 | 瑞雲院の龕(がん) | 有形民俗文化財 | 宗教法人瑞雲院 | 要事前連絡 |
| 103 | 天童区 | 春野町堀之内 | 静修地区の龕(がん) | 有形民俗文化財 | 意昌庵 | |
| 104 | 天童区 | 春野町和泉平 | 和泉平地区の龕(がん) | 有形民俗文化財 | 和泉平自治会 | |
| 105 | 天童区 | 春野町筏戸大上 | 筏戸大上地区の龕(がん) | 有形民俗文化財 | 筏戸組 | |
| 106 | 天童区 | 春野町花島 | 花島地区の龕(がん) | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 107 | 天童区 | 春野町宮川 | 宮川里原地区の龕(がん) | 有形民俗文化財 | 個人 | |
| 108 | 天童区 | 春野町豊岡 | 春野町豊岡嶺原地区の龕(がん) | 有形民俗文化財 | 春野町篠原自治会 | |
| 109 | 天童区 | 春野町豊岡 | 春野町豊岡野尻地区の龕(がん) | 有形民俗文化財 | 春野町野尻自治会 | |
| 110 | 中区 | 肴町 | 大安寺の西の市 | 無形民俗文化財 | 大安寺 | |
| 111 | 西区 | 舞阪町舞阪 | 宝珠院の海苔供養祭 | 無形民俗文化財 | 宝珠院 | |
| 112 | 北区 | 引佐町井伊谷 | 井伊谷二宮神社の先囃子 | 無形民俗文化財 | 二宮神社 | |
| 113 | 天童区 | 佐久間町大井 | 和泉及び鮎釣の神楽 | 無形民俗文化財 | 和泉・鮎釣神楽保存会 | |
| 114 | 西区 | 館山寺町 | 弘法穴古墳 | 史跡 | 館山寺 | |
| 115 | 南区 | 青屋町 | 水晶六所神社境内 | 史跡 | 六所神社 | |
| 116 | 浜北区 | 平口 | 平口不動寺境内 | 史跡 | 不動寺 | |
| 117 | 浜北区 | 平口 | 平口八幡神社境内 | 史跡 | 平口八幡神社 | |
| 118 | 浜北区 | 中瀬 | 中瀬トンボ跡 | 史跡 | 個人 | |
| 119 | 浜北区 | 於呂 | 於呂神社境内 | 史跡 | 個人 | |
| 120 | 浜北区 | 於呂 | 於呂八幡神社境内 | 史跡 | 赤佐1区自治会 | |
| 121 | 浜北区 | 根堅 | 人形山3号墳 | 史跡 | 個人 | 入山要許可 |
| 122 | 浜北区 | 根堅 | 将軍塚古墳 | 史跡 | 岩水寺 | |
| 123 | 浜北区 | 根堅 | 岩水寺八幡神社境内 | 史跡 | 岩水寺 | |
| 124 | 浜北区 | 尾野 | 高根山古墳 | 史跡 | 個人 | |
| 125 | 浜北区 | 堀谷 | 堀谷六所神社境内 | 史跡 | 堀谷町内会 | |
| 126 | 浜北区 | 堀谷 | 堀谷荒縄(あらはばき)神社境内 | 史跡 | 堀谷町内会 | |
| 127 | 浜北区 | 堀谷 | 堀谷清水戸井跡 | 史跡 | 堀谷町内会 | |
| 128 | 浜北区 | 根堅 | 座禅岩 | 名勝 | 龍泉寺 | |
| 129 | 浜北区 | 根堅 | 上巖及び御座岩 | 名勝 | 静岡県 | 立入禁止 |
| 130 | 天童区 | 春野町豊岡 | 明神峽 | 名勝 | | |
| 131 | 浜北区 | 根堅 | 岩水寺鍾乳洞 | 天然記念物 | 岩水寺 | 立入禁止 |
| 132 | 浜北区 | 根堅 | 根堅鍾乳洞 | 天然記念物 | 岩水寺 | 立入禁止 |
| 133 | 天童区 | 春野町堀之内 | 堀之内静修のヤマザクラ | 天然記念物 | 浜松市 | |
| 134 | 天童区 | 春野町堀之内 | 意昌庵のヤマザクラ | 天然記念物 | 意昌庵 | |
| 135 | 天童区 | 春野町堀之内 | 意昌庵のサルズベリ | 天然記念物 | 意昌庵 | |
| 136 | 天童区 | 春野町大時 | 大時のシダレザクラ | 天然記念物 | 個人 | |
| 137 | 天童区 | 龍山町大嶺 | 白倉諏訪神社のエドヒガンザクラ | 天然記念物 | 白倉諏訪神社 | |
| 138 | 天童区 | 龍山町大嶺 | 龍山町平沢のヤマザクラ | 天然記念物 | 浜松市 | |
| 139 | 天童区 | 佐久間町浦川 | 浦川小学校のシラカシ | 天然記念物 | 浜松市立浦川小学校 | |
| 140 | 浜北区 | 根堅 | 根堅石灰窯跡 | 近代化遺産 | 個人 | |
| 141 | 天童区 | 春野町豊岡 | 旧気田森林鉄道小石間トンネル | 近代化遺産 | 浜松市 | |
| 142 | 中区 | 葵西六丁目 | 旧萩の原開拓村の区画 | 文化的景観 | 葵西自治会 | |
| 143 | 天童区 | 只来 | 只来の集落景観 | 文化的景観 | — | |
| 144 | 北区 | 都田町 | 白昭開拓村の区画 | 文化的景観 | 白昭自治会 | |
| 145 | 北区 | 三ヶ日町平山 | オの神宿場の景観 | 文化的景観 | — | |
| 146 | 天童区 | 二俣町二俣・鹿島 | 二俣の小路(しょうな)景観 | 文化的景観 | — | |
| 147 | 中区 | 肴町 | 山口屋寿司店のかまど炊き | 伝統的生活文化 | 個人 | 店外からの見学可、店内不可 |

令和元年度認定分に追加

| No. | 区 | 町名等 | 名称 | 種別 | 所有者等 | 備考 |
|-----|-----|------|------------|---------|------|----------------|
| 1 | 東区 | 有玉北町 | 近世近代浜松関係資料 | 歴史資料 | 個人 | (令和元年度認定に細目追加) |
| 2 | 浜北区 | 中瀬 | 袖ヶ浦三十三観音霊場 | 有形民俗文化財 | 個人 | (令和元年度認定に細目追加) |

浜松市文化財保存活用地域計画（案）に対するパブリック・コメントの結果について

市民部文化財課

1 趣旨

令和元年度から進めている「浜松市文化財保存活用地域計画」の策定について、パブリック・コメント制度実施要綱に基づき計画案を公表し、意見募集を行ったことに対する結果及び市の考え方を公表した。

2 意見募集結果の概要**(1) 案の公表及び意見募集期間**

令和2年12月17日（木）から令和3年1月20日（水）まで

(2) 案の公表先

- ・広報はままつ12月号及び市ホームページ（パブリック・コメント）に掲載
- ・文化財課、市政情報室、区役所、協働センター、市民協働センター、中央図書館、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）において配布

(3) 意見提出者数

30人

(4) 提出方法

持参（1人）、郵便（0人）、電子メール（9人）、FAX（1人）、説明会等（19人）

(5) 意見数

137件（内訳：提案40件、要望68件、質問29件）

(6) 案に対する反映度

案の修正32件、盛り込み済51件、今後の参考25件、その他29件

(7) 市の考え方の公表年月日

令和3年3月16日

(8) 提出意見の取扱い

提出された意見に対して市の考え方を公表するとともに、意見を考慮して最終案を作成する。

※意見提出者への個別回答は行わない。

(9) 市の考え方

別紙「市民の皆さんからの提出意見とその意見に対する市の考え方の公表」のとおり

※主なポイントは、次頁を参照

3 今後の予定

令和3年7月頃、最終案を国へ認定申請予定（認定後、施行）

浜松市文化財保存活用地域計画（案）に対するパブリック・コメント 主な意見と市の考え方

●市民協働の体制づくりに関する意見（P18 提案 13、提案 14、P21 提案 21、提案 22 など）

【意見】 計画案で市民協働の充実を謳っているが、市が主体になって事業を進めるような印象を持つ表現がみられる。また、市民グループと定期的に意見交換の場を持つことを期待する。

【市の考え方】 文化財の保存活用に関する方針の一つ「協働創造の充実」の具体的な内容を示した部分について、「本市の文化財に関わる個人や団体等から意見や情報を広く集め」（計画案 P82）という表現に案を修正するとともに、具体的な取組の中に「文化財に関係する市民や市民団体と定期的に意見交換の場を持ち、人材の発掘に努める」（計画案 P94）という表現を加え、案を修正。

●指定等文化財の情報提示、デジタルアーカイブ化に関する意見（P23 要望 49、質問 12 など）

【意見】 文化財の所在地や映像などを含む指定等文化財の情報をアーカイブ化し、広く公開することを望む。また、各種データはインターネット上で公開するとともに、文化財関係図書などもデジタルアーカイブ化を進めてほしい。

【市の考え方】 文化財のデータベースはオープンデータ化を進めるとともに、映像等を含めた文化財に関するデジタルアーカイブの構築、公開を進め、市民による一層の活用を目指す、として盛り込み済（計画案 P97）。文化財関係図書については、過去の刊行本を含め、条件が整う範囲において電子版を作成し、インターネット上での公開を進める、として盛り込み済（計画案 P98）。

●観光施策との関係についての意見（P22 質問 11、P23 提案 26 など）

【意見】 文化財部局と観光部局は連携を深め、観光施設における活動の充実を図ってほしい。

【市の考え方】 観光施策との関係については、複数の文化財についてストーリーをもって結び付け、周遊型、滞在型の観光コンテンツとして情報提供できるよう、今後も情報収集に努める、として盛り込み済（計画案 P98）。また、「関連文化財群」、「文化財保存活用区域」等を設定し、今後の観光施策への活用を促していく、として盛り込み済（計画案 P117～P153）。

●環境施策との関係についての意見（P8 要望 20、P17 要望 41、P20 提案 16 など）

【意見】 動植物などの自然遺産や、浜名湖や佐鳴湖をはじめとした水域の生態系も、文化財として重視してほしい。

【市の考え方】 動植物などの自然遺産についても、環境政策部局との連携のもと、本市を代表する文化財（天然記念物）として適切な保護が図られるように現況調査を進め保護を図る、として盛り込み済（計画案 P89）。また、浜名湖や佐鳴湖をはじめとした水域の生態系については、蜆塚遺跡等の個別文化財の保存活用施策の中で、関連性に留意していくことを盛り込み済（計画案 P141）。